社会保険未加入対策に関するヒアリング結果



社会保険未加入対策に関するヒアリング結果(1)

- ・ヒアリング実施日:平成23年9月13日~28日
- ·対象:総合建設業者(5企業)、専門工事業団体(15団体)
- •項目:①保険加入状況、②建設業許可・更新時の保険加入状況確認、③特定建設業者による下請指導、
 - ④法定福利費の流れ、⑤周知・啓発、⑥専門工事業団体による取組、⑦重層下請構造の是正

④法定福利費の流れ、⑤周知・啓発、⑥専門工事業団体による取組、①重層下請構造の是止				
項目	総合建設業者(5企業)	専門工事業団体(15団体)		
①保険加入状況	 ○2次以下の下請業者の未加入が多い。 ・1次下請はほぼ加入しているが、2次以下の未加入が多い(企業B, C) ・工務店などの零細企業は、ほとんど保険加入していないと思われる(企業A) ・1次下請はほとんど加入している、2次以下は不明(企業D) (その他) ・経営者の意識も様々。単価が低い中、事業主負担ができない(企業B) ・現場の作業員は、手取りが多い方を選ぶ(企業B, D) 	 ○2次以下の下請業者の未加入が多い。 ・1次下請はほとんど加入している、2次以下は不明(団体A) ・元請になる企業は、ほぼ加入している(団体J) ・1次下請はほとんど加入しているが、2次下請以下となると加入率は低い(団体H) ・2次下請まではほとんど加入しているが、3次以下は不明(団体B, F, I) ・現場の職人は、社会保険に加入していない(団体C, G, J) ・日給月給制のところは保険を掛けていないところが多い(団体E, G) 〇社会保険に加入できる経済的余裕がない。 ・下請業者の単価が下がってきており、保険の負担が困難(団体C, G, M) ・元請から保険加入に欠けるだけのお金がまわってこない(団体D, N) ・保険料を負担できるだけの経済的余裕がない(団体H, L, O) ・ゼネコンの数が多すぎて、競争が激しすぎる(団体N) 〇社会保険に対する職人の意識が低い。 ・職人は、手取りが多い方がよく、保険に入りたがらない(団体C, H, J) ・「けがと弁当は自分持ち」という意識で、保険に加入しない(団体D, O) (その他) ・建設業許可部局と社会保険部局の定期的情報交換による未加入企業の把握と加入促進が必要(団体A) 		
②建設業 許可・ 更新時 の確認		 ○許可・更新時に保険加入を確認すべき。 ・許可・更新時に許可要件として指導してほしい。虚偽申請に対して罰則が適用される時に確認するのが効果的(団体A) ・許可・更新の条件として法定されることが必要(団体G) ・許可・更新や経営事項審査、立入検査時に保険加入がチェックされるとよい(団体B) ・経営事項審査と同じように、許可時に確認すればよい(団体L) ・保険関係の届出書類を提出させることが考えられる(団体N, K) ・許可・更新時に保険関係を確認することは問題ない(団体D, F, O) 		

社会保険未加入対策に関するヒアリング結果(2)

項目	総合建設業者(5企業)	専門工事業団体(15団体)
③下請企 業への 指導	 ○下請業者の現場での保険加入確認は可能。 ・保険加入の書類上のチェックは可能(企業A, B, D) ○本当に加入しているかの確認は困難。 ・個人単位のチェック、本当なのかどうかまでのチェックは現場の負担が大きく、確認が難しい(企業B, D, D, E)。 ・建設共通パスのように、情報が登録されているカードを本人に渡し、現場でチェックすることが有効(企業B, D, E) ・元請では2次、3次を直接指導できない(企業B, D) 	 ○下請業者の現場での保険加入確認は可能。 ・作業員名簿による保険加入確認は可能(団体B, D, J, O) ・作業員名簿に記載させ、証明書を提出させればよい(団体I, M) ・現場の新規入場時にチェックすれば未加入がなくなる(団体L) ○現場での保険加入確認は負担となる。 ・現場でのチェックは、担当者の負担増を招く(団体A, N) ・保険番号を書くよう指導はできるが、何らかの番号を書いておけばよいという形骸化が懸念される(団体A) ・ICカード等を本人に持たせ、管理するのが適切(団体A, J, K) ・再下請通知書により、会社としての保険加入が確認できたとしても、作業員全員が加入しているとは限らない(団体E, I) (その他) ・指導できるのは1つ下の下請業者まで(団体A) ・2次・3次までは目が届かない(団体B) ・元請は価格で下請を選んでおり、どのように指導するのかが問題(団体I) ・元請がしっかりした指導をしていくことが必要(団体L, M) ・建設業は様々な労働者を受け入れており、閉め出すとどうなるか心配(団体F)
④法定福 利費の 流れ	○法定福利費の別枠支給は困難。 ・法定福利費の別枠支給は、事務手続きが煩雑、膨大(企業A, B) ・個人精算は不可能(企業C) ・最終的には総価競争になるので意味がない(企業C) ・施主に対し、細かい内訳を出すと、安いところい合わせられる(企業D) (その他) ・法定福利費は競争しないとすることが必要(企業E) ・発注者に対する国からの指導が必要(企業E)	○法定福利費の別枠支給が必要。 ・法定福利費の別枠計上が必要(団体A) ・労務費とは別に保険料をもらえるのであれば、保険加入が進む(団体C) ・見積書、注文書に管理費用を明確に示すべき(団体G) ・取り決め金額に乗じる、適切な社会保険料負担率を定めるべき(団体I) ○法定福利費の別枠支給は困難。 ・あるべき論としては別途支給が必要だが、実際は難しい(団体B) (その他) ・発注者に対して費用を出すよう、国からの指導が必要(団体A) ・保険料に関し、ゼネコン、発注者に理解を求められるようにしてほしい(団体G)。 ・下請へ適正な経費が支払える単価での発注を指導してほしい(団体J)

・特に民間工事について、ダンピング対策を実施してほしい(団体K)

社会保険未加入対策に関するヒアリング結果(3)

項目	総合建設業者(5企業)	専門工事業団体(15団体)
	○ある程度の周知期間が必要。・団体の非会員に周知していくのは難しい(企業A)・作業員レベルで啓蒙していくのは時間がかかる(企業D, E)	○周知期間は長くないほうが良い。・周知期間は、長ければよいというものではない(団体A)・5年と言わずに、一気に進めてほしい(団体L)・5年かかれば周知できる(団体I)
	○あまり長い周知期間は必要ない。 ・周知期間が長いと、ぎりぎりまで待ったほうが有利になる(企業C) ○協力会社の会合等で周知が可能。 ・災害防止協議会、安全大会での周知が可能(企業A, B,	 ○全員に徹底するには、かなりの期間が必要。 ・若年者において保険加入の必要性を認識しているが、全員に徹底するには年月がかかる(団体C) ・かなりの周知期間を持たないとできない(団体J) ○元請から様々なルートで周知する方法が効果的。
⑤周知• 啓発	・災害防止協議会、安全人会での周知が可能(企業A, B, E) ・協力会社会への説明での周知が考えられる(企業B, C) (その他) ・経営者に危機感を抱いてもらう施策が有効(企業B) ・周知はあらゆる方向から実施するべき。複数から情報がくれば本当だと認識する(企業C) ・グリーンサイトの登録会社に情報を通知する機能がある(企業E)	・協力会や災害防止協議会など、元請から周知する方法が効果的(団体E, J, N) ・安全大会での周知が考えられる(団体A) ・元請や全国規模の業者から周知して、機運を醸成していくしかない(団体I) ・会員企業、協力会社から下請企業への周知ができる(団体F, O) ・現場での指導をしていけば、8割~9割ぐらいカバーできる(団体B) ・全ての現場で広報されれば、現場の人が知るきっかけになる(団体G)
		 ○様々なツールを使った周知が考えられる。 ・会員外への周知として、ホームページの活用が考えられる(団体B) ・専門紙やキャンペーン、発注部局を通じた周知が考えられる(団体N) ・協会の新聞がツールとして有効(団体O) ・専門紙や機関誌の活用が必要(団体K) ・販売店、建材屋に情報を出せば、業者の目に触れる(団体J, L) ・機械は必ずメンテするので、メーカーの工場を通じた周知が考えられる(団体M)
		(その他) ・保険加入のメリットを出しながら、周知することが必要(団体A, H, I) ・団体で教育事業を実施しており、その際の周知ができる(団体C) ・国民健康保険組合から周知する方法が効果的(団体D, L)

社会保険未加入対策に関するヒアリング結果(4)

項目	総合建設業者(5企業)	専門工事業団体(15団体)		
⑥専門工 事業団 体によ る取組		 ○団体による保険加入企業の認定が考えられる。 ・会員の中から優良事業者を選定し、公開しており、保険加入を条件としている(団体C) ・タクシー業界のAマークのような「優良マーク」があれば施主等にPRになる(団体F) ・保険加入企業に対し、ステッカーを標示することが考えられる(団体D) ・マル適マークなど、目に見える差別化が考えられる(団体H) ・国交省でモデルケースを出し、フォーマットを定めてもらえれば、それに準じた取組が可能(団体M) 		
		○団体による取組は困難。 ・業界団体が労働者単位の加入状況を確認するのは、現実的でない(団体A) ・団体が表彰するだけでは喜ばれない(団体A) ・団体には情報が集まらないので、自主的な取組は困難(団体G) ・団体による会員企業の審査は、団体内部の審査なので公平性を欠く(団体J) ・身内が身内を査定するのは難しい。コンサルなどで審査ができればよい(団体M) ・保険加入事務の実施体制を検討すべき(団体I)		
	 ○建築の分野で重層化が進展している。 ・建築工事は、専門分野で細分化が進んでおり、重層化が進展している(企業B) ・設備の管理を全体的にできる者がいないので、次数が多くなる(企業B) ○平準化や工期の確保が必要。 ・仕事量の繁閑が、人を雇えない原因(企業C) 	○業務の繁閑があり、職人を雇用できない。 ・業務の繁閑があり、職人を抱え込んでいけない(団体F, J) ・繁忙期に人手が足らなくなるため、他の業者に仕事を頼む(団体B, M) ・工期の中で最後のほうになるため、仕事を集中的にやることになる(団体D) ・適正工期を確保することが必要(団体G) ・繁閑調整のための工事平準化による再下請の抑制を進めるべき(団体K) ・建設業の労働者派遣の禁止を見直すべき(団体I)		
⑦重層下 請構造 の是正	・経費を確保することが直用化につながる(企業B) ・適正工期を確保することがポイント(企業B) ・平準化や工期の厳守が必要(企業E)	○一人で請負ができる形態は限られている。・一人での作業は請負として成り立たない(団体M, O)・偽装請負に該当するおそれのあるケースがある(団体J)・職人気質で一人親方になりたいという人も多い(団体D)		
	・主任技術者の配置、偽装請負の対策により、重層化は解消されていく(企業C) ・重層下請が改善すれば、固定度も上がり、保険加入も進む(企業C) ・コスト低減のためには、重層構造の改善が必要(企業D)	(その他) ・重層下請はあまり行われていない(団体M, O) ・以前よりも外注に頼っており、技術レベルも下がってきている(団体I) ・一人親方を使っているところは少ない(団体E)、減ってきている(団体O) ・下請に出すのであれば、分離発注をすべき(団体I) ・過度な下請の是正のため、3次以下への発注禁止が必要(団体M)		